

ご回答期限

令和2年12月25日

PCB使用安定器に関する調査票

■ 調査対象となる建物とは

建物登記簿情報を基に昭和52年（1977）3月以前に建築されたと思われる建物情報を記載しています。回答用紙に記載された建物についてご回答ください。

■ 調査対象となる物件は

調査対象となる物件は、同封の別紙「回答用紙」に下記サンプルのように印字されています。

物件番号	00000	
住居表示	小田原市栄町×丁目	
不動産登記地番 (家屋番号)	小田原市栄町×丁目××(××番地) 物置・工場	
設問1	対象物件内に建築時期が昭和52年（1977）3月以前の建物等がありますか？ <input type="checkbox"/> はい →設問2へ <input type="checkbox"/> いいえ →調査完了	
設問2	設問1で「はい」と回答した物件は事業用ですか？ <input type="checkbox"/> はい →設問3へ <input type="checkbox"/> いいえ →調査完了	
設問3	設問2で「はい」と回答した物件は、昭和52年4月以前に設置されていますか？ <input type="checkbox"/> はい →調査完了 <input type="checkbox"/> いいえ →設問4へ	
設問4	調査の結果、PCB使用照明器具の安定器を保管または設置していますか？ <input type="checkbox"/> はい →調査完了 <input type="checkbox"/> いいえ →調査完了	

今回の調査対象物件です

これは印字のサンプルです

■ 回答ご記入方法

同封の別紙「回答用紙」に各設問の該当する項目の□にチェック「✓」の記入をお願いいたします。

■ ご返送方法

ご返送は、同封の返信用封筒による郵送、FAX、メールのいずれかの方法でお願いいたします。

■ ご返送先・お問い合わせ窓口

神奈川県PCB調査事務局

受託者：株式会社東京商工リサーチ横浜支店

- ① 郵送回答：〒231-0015 神奈川県横浜市中区尾上町1-6 ICON関内2F
- ② FAX回答：フリーダイヤル 0120-300-404（24時間受付）
- ③ メール回答：kanagawa-PCB@tsr-net.co.jp
- ④ ご回答期限：令和2年12月25日
- ⑤ 電話お問い合わせ：0120-995-027（9:00～19:00 年末年始を除く）

※本調査は、神奈川県が「株式会社東京商工リサーチ」に委託して実施しています。

裏面へつづく

設問1 所有物件の建築時期について

昭和52年(1977年)3月以前に建築された建物には、PCBが使用された照明器具安定器が使用されている可能性があります。

**対象物件内に建築時期が昭和52年（1977）3月以前の建物等
がありますか？**

別紙回答用紙にチェックをご記入ください。

はい
いいえ
別紙回答用紙に記入

全ての建物が「いいえ」となった方は、調査終了です。「はい」がある建物については設問2へ。

設問2 所有物件の用途について

昭和52年(1977年)3月以前に建築された事業用建物や、アパート・マンション等の共同住宅の共用部分には、PCBが使用された照明器具安定器が使用されている可能性があります。

設問1で「はい」と回答した物件は事業用ですか？

別紙回答用紙にチェックをご記入ください。（過去に事業を行った建物の場合や、アパート・マンション等の共同住宅の場合も、「はい」へチェックを付けてください。）

はい
いいえ
別紙回答用紙に記入

全ての建物が「いいえ」となった方は、調査終了です。「はい」がある建物については設問3へ。

設問3 照明器具の交換について

照明器具とは、蛍光灯ランプの他に安定器も含まれます。

【別紙】「照明用安定器の調査方法」を参考にしてください。

設問2で「はい」と回答した物件は、昭和52年4月以降にすべての照明器具を交換し処分していますか？

別紙回答用紙にチェックをご記入ください。（全て交換済みであっても保管している安定器があれば「いいえ」へチェックをご記入ください。）

はい
いいえ
別紙回答用紙に記入

全ての建物が「はい」となった方は、調査終了です。「いいえ」がある建物については設問4へ。

設問4 照明器具安定器のPCB使用について

設問3で「いいえ」と回答した建物については、PCBが使用されている照明器具安定器が設置または保管されている可能性があります。

【別紙】「照明用安定器の調査方法」を参考に、PCB含有安定器の有無を確認してください。

調査の結果、PCB使用照明器具の安定器を設置または保管していますか？

はい
いいえ
別紙回答用紙に記入

同封の別紙「回答用紙」に各設問の該当する項目の□にチェック「✓」の記入をお願いいたします。

- ・PCB使用安定器を設置または保管している方には、追って県から手続き等をご案内します。
- ・既にPCB使用安定器を取り外している場合は、密閉できる金属製・プラスチック製の缶や箱に保管してください。（安定器以外の照明器具本体、蛍光灯管については、通常の方法で処分できます。）
- ・PCB使用安定器を電気工事業者等が引き取ることは、できません。